埼玉県のみ　**「埼玉県中小企業者支援金」**

★対象企業

県内中小企業者で、県民の感染症拡大抑制のため
４月８日から５月６日までの間、７割以上休業するもの。

５月７日より受付開始予定。
申請期間や支給方法など、
詳細は、補正予算成立後に
発表される予定です。

★支援額

20 万円（複数の事業所を有する場合は 30 万円）

★申請方法

電子申請（予定）

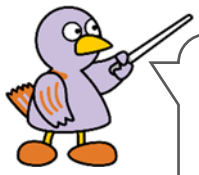

埼玉県マスコット「コバトン」

厳しい経営状況に置かれている、県内中小企業者等に対する支援策です。

東京都では「感染拡大防止協力金（https://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.jp/attention/2020/0415_13288.html）」の申請を受付中、千葉県でも同様の支給が5月上旬より始まるようです（https://www.pref.chiba.lg.jp/keisei/tyushoshien0420.html）。

制度のご紹介　大切な人財のために考えたい「雇用調整助成金」

当初より発表されていた「雇用調整助成金」。
特例が拡充されるとともに、申請書類が簡素化されることが発表されました。

★拡充内容　令和２年４月１日～６月３０日までの休業等に適用
https://www.mhlw.go.jp/content/000620879.pdf

助成率：4/5（一定要件に該当する場合は 9/10）　8,330 円限度。

教育訓練を実施した場合の加算：2,400 円（雇用保険被保険者のみ）

支給限度日数：上記のほか、１年間で 100 日。

対象従業員：雇用保険被保険者以外も対象。（助成率も同様）

★申請書類の簡素化
https://www.mhlw.go.jp/content/000622910.pdf

記載事項：５割削減 ＋ 大幅な簡略化

添付書類：削減 ＋ 既存書類（手書きのシフト表や給与明細など）で可

計画届：事後提出可能

ぜひ、活用したい助成金ですが、簡素化されたとはいえ、
提出書類は多く、手続きは煩雑な印象です。
埼玉県では、個別の無料相談会も実施されているようです。

弊所では申請代行等はいたしかねますが、出来る限り、
そうした機会のご案内などでお役に立てればと考えております。

「雇用調整助成金ガイドブック（簡易版）令和２年４月 15 日現在」
https://www.mhlw.go.jp/content/000622441.pdf

【編集後記】

ほんの数ヶ月前には、
多くの方がここまでの事態に
なるとは、予想されていなかった
のではないかと思います。
「今はじっと耐えるしかない」
と、皆さまからお聴きします。

最近、事務所移転の際に
いただいた胡蝶蘭が、3回目の
花を咲かせてくれました。（上写）
何があろうと、植物は
「生きて」いると実感します。

私たちも皆さまと一緒に
この事態を乗り越えて、
一緒に花を咲かせたいと
思っています。

みやぎ税務会計事務所　〒336-0926　埼玉県さいたま市緑区東浦和 1-16-7-101　電話：048-799-3691　e-mail：miyagitax@tkcnf.or.jp